

定 款

株式会社はるやまホールディングス

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社はるやまホールディングスと称し、英文では
H a r u y a m a H o l d i n g s I n c . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理すること及びこれに関連又は附帯する一切の事業を営むことを目的とする。

- (1) 衣料品及び洋品雑貨の製造、仕入販売、卸業、レンタル業及び縫製加工。
- (2) 意匠権・商標権等の無体財産権の取得・使用・維持・管理・利用許諾・売買。
- (3) 各種工芸、美術品の仕入販売。
- (4) 食料品・衣料品・日用雑貨品・家庭用電気製品・家具製品・自動車・軽車両・酒類の販売及び輸出入。
- (5) 農産物の加工並びに販売。
- (6) 医薬品・動物医薬品・医薬部外品・化粧品・毒劇物・農薬・肥料・石油・ガス類・度量衡器・管理医療機器・一般医療機器及び医療用具の製造並びに販売。
- (7) 薬局・ホテル・飲食店・運動施設・文化教室及び駐車場の経営。
- (8) クリーニング業・理容業・美容業・広告代理業・金銭の貸付業及びクレジットカード発行業務。
- (9) 楽器類・教材器具・文具・玩具・書籍・事務用品・スポーツ用品・鳥獣・魚介・ペット用品・園芸用品の販売。
- (10) 古物の売買。
- (11) 時計・眼鏡・宝石の販売及び貴金属・美術工芸品の加工。
- (12) 建築一式工事・大工工事・内装仕上工事及び造園工事の設計並びに施工。
- (13) コンピューターソフトウェア・ハードウェアの開発・販売並びにコンピューター室の運営管理に関する業務の受託。
- (14) データの加工及び販売業務。
- (15) 喫茶店の経営。
- (16) 不動産の賃貸・媒介・管理・保有・運用及び企業に対する投資業務。
- (17) インテリア用品のデザイン、製作、設計、施工、売買、輸出入。
- (18) 家具・調度品のデザイン、製作、設計、施工、売買、輸出入。
- (19) 寝具のデザイン、製作、設計、施工、売買、輸出入。

- (20) 商品券・その他の金券・前払式支払手段及び各種割引優待券の発行、売買並びにその他代行業務。
- (21) 電気通信事業法による通信事業者の代理店業務。
- (22) 生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業務。
- (23) 労働者派遣事業。
- (24) 物流センターの管理・運営及び物流情報の収集処理業務並びに通関業務。
- (25) 前各号に掲げる業務の経営指導並びに業務受託。
- (26) 上記各号に附帯関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を岡山市に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、5, 500万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受けける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2. 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(新株予約権無償割当の決定機関)

第 13 条 当会社は、株主に対する新株予約権無償割当に関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 15 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者及び議長)

第 16 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 18 条 当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 当会社の株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 21 条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 当会社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 23 条 当会社の取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
 3. 取締役社長は、当会社を代表する。
 4. 取締役社長のほか、取締役会はその決議によって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者及び議長)

- 第 24 条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

- 第 25 条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 30 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第 32 条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 35 条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 36 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 37 条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 42 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 44 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 45 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第 46 条 当会社の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。